## ~ 事業者・工場設置者の皆様へ ~

# 騒音・振動規制について

騒音及び振動は、以下の法令によって規制されています。

騒音規制法・振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

## 1 規制対象と届出

工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動が発生する施設を**特定施設**といいます。特定施設を設置する工場・事業場を**特定工場等**といい、規制の対象としています。

また、工場・事業場で行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業を**特定作業**といいます。特定作業を行う工場・事業場を**特定作業工場等**といい、規制の対象としています。

特定施設を設置する際には、その**特定施設の設置の工事開始の日の 30 日前**までに、**特定施設の設置の届出**を行わなければなりません。また、特定作業を行う場合には、当該**特定作業の開始の日の 30 日前**までに、**特定作業の実施の届出**を行わなければなりません。

なお、<u>届出窓口は、各市町の環境保全担当課</u>です。

- ※ 工場・事業場とは、継続的に一定の業務のために使用される場所のことを いいます。
- ※ 届出の用紙などは、各市町の環境保全担当課から入手してください。なお、 静岡県ホームページの申請書類ダウンロードサービスからも入手できます。
- ※ 届出者が変わったり、特定施設の種類・数を増やしたりした場合には、各種変更の届出が必要となります。詳しくは、次ページの表を御参照ください。 (不明点等がありましたら、各市町の環境保全担当課や県庁生活環境課まで御相談ください。)

## 特定施設に係る届出一覧(騒音・振動)

	届出の種類	届出が必要となる場合	届出の期日			
1	特定施設設置届出書	特定施設が設置されていない工場・事業場 へ、新たに特定施設を設置しようとするとき	特定施設の設置の工 事開始の日の30日前			
2	特定施設使用届出書	新たに規制地域の指定が行われた場合で、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していたとき(法の場合のみ)、又は新たに特定施設が追加されたとき	地域に指定された 日、又は特定施設と なった日から30日以 内			
3	【騒音】特定施設の種類 ごとの数変更届出書 【振動】特定施設の種類 及び能力ごとの数変更 届出書	①又は②による届出をした者について 【騒音】その特定施設の種類ごとの数を変更するとき(減らす場合、直近の届出の2倍以内の数に増加する場合は不要) 【振動】その特定施設の種類及び能力ごとの数を変更するとき(減らす場合は不要)				
4	【振動】特定施設の使 用の方法変更届出書	【振動のみ】①又は②による届出をした者について、その特定施設の使用の方法を変更するとき(使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は不要)	変更に係る工事開始の日の30日前			
(5)	騒音又は振動防止の 方法変更届出書	①又は②による届出をした者について、騒音 又は振動の防止の方法を変更するとき(騒音又 は振動の大きさが増加しない場合は不要)				
6	氏名(名称、住所、 所在地)変更届出書	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき	変更の日から30日以内			
7	承継届出書	特定施設に係る届出者の地位を承継したと き	承継があった日から 30 日以内			
8	特定施設使用全廃 届出書	特定工場等の特定施設のすべての使用を廃 止したとき	廃止した日から30日 以内			

- ※ 届出先は、特定施設を設置している各市町環境保全担当課です。
- ※ 騒音関係と振動関係の届出は、それぞれについて行う必要があります。

#### 特定作業に係る届出一覧(騒音のみ)

	届出の種類	届出が必要となる場合	届出の期日	
9	特定作業実施届出書	特定作業を実施しようとするとき	作業の開始の日の 30 日前	
10	騒音防止の 方法変更届出書	⑨による届出をした者について、騒音の防止の方法を変更するとき(騒音の大きさが増加しない場合は不要)	変更に係る工事開始 の日の30日前	
11)	氏名(名称、住所、 所在地)変更届出書	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき	変更の日から30日以内	
12	承継届出書	特定作業に係る届出者の地位を承継したと き	承継があった目から 30 日以内	
13	特定作業廃止届出書	特定作業を廃止したとき	廃止した日から30日 以内	

- ※ 届出先は、特定施設を設置している各市町環境保全担当課です。
- ※ 特定施設と特定作業の届出は、それぞれについて行う必要があります。

## 2 特定施設・特定作業の種類

## (1) 特定施設(騒音)

大分類	小分類	騒 音 規 制 法	静岡県生活環境の 保全等に関する条例			
	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	すべて			
	製管機械	すべて				
	ベンディングマシン (ロール式)	原動機の定格出力 3.75kW 以上				
	液圧プレス	矯正プレスを除く				
金	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	呼び加圧能力 49kN 以上			
B	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上				
属	鍛造機	すべて				
加	ワイヤーフォーミングマシン	すべて				
T.	ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式の	)ものを除く			
_	タンブラー	すべて				
機	旋盤					
械	ボール盤		.4- 0			
	平削り盤	(規制対象外)	すべて			
	型削り盤					
	切断機	といしを用いるものに限る	高速切断機			
	研摩機	(規制対象外)	工具用研摩機を除く			
空気圧縮機	<u>.</u> 及び送風機	原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上			
土石用又は	鉱物用の破砕機、摩砕機、					
ふるい及び	分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上				
	織機	原動機を用いるものに限る				
織機	紡績機械					
1194 1274	<b>撚糸機</b>	(規制対象外)	すべて			
7±1.≐n. m	製紐機	E)7 2 > 11 1 -0 - > 1 + 11 A				
建設用 資材製	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、 混練機の混練容量が 0.45m³以上	すべて			
重构表 造機械	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上				
	<u>: / ハッ / ルドッ / ンド                                     </u>	原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上			
秋1/07月秋(0)	ドラムバーカー		派動機の定格山/J 5. 15km 公工			
,		すべて				
木 材 加	チッパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上				
加	砕木機	すべて	すべて			
工 機	帯のこ盤	製材用…原動機の定格出力 15kW 以上				
械	丸のこ盤	木工用…原動機の定格出力 2.25kW 以上				
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上				
生日 小江 上記	抄紙機	すべて				
製紙機 械及び	トイレットペーパーリワ					
紙加工	インダー	(規制対象外)	すべて			
機械	コルゲートマシン	(//////////////////////////////////////				
	紙ひもより機					
印刷機械	A. L. L. B. AALIN	原動機を用いるものに限る				
合成樹脂用射出成形機		すべて	T .			
鋳型造型機		ジョルト式のものに限る	すべて			
クーリング	タワー		原動機の定格出力 0.75kW 以上			
集じん施設		(規制対象外) すべて				
冷凍機(圧	縮機を用いるもの)		原動機の定格出力 3.75kW 以上			

#### (2) 特定施設(振動)

大分類	小分類	振 動 規 制 法	静岡県生活環境の 保全等に関する条例			
	液圧プレス	矯正プレスを除く				
金属加工	機械プレス	すべて				
並 機械	せん断機	原動機定格出力 1kW 以上				
1752.7755	鍛造機	すべて				
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5kW 以上				
圧縮機		原動機定格出力 7.5kW 以」	<u>E</u>			
土石用又は	は鉱物用の破砕機、摩砕機、	┃ ┃原動機定格出力 7.5kW 以」	L.			
ふるい及び	<b>が分級機</b>	/尔勒(矮尺)台山/月1.3KW 以上				
織機		原動機を用いるもの				
コンクリー	-トブロックマシン	原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上				
コンクリー	- 卜管製造機械	┃ ┃ 原動機定格出力の合計が 10kW 以上				
コンクリー	- 卜柱製造機械	////////////////////////////////////				
木材加工	ドラムバーカー	すべて				
機械	チッパー	原動機定格出力 2.2kW 以上				
印刷機械		原動機定格出力 2.2kW 以上				
ゴム練用又	【は合成樹脂練用のロール機	原動機定格出力 30kW 以上				
(カレンタ	ーロール機以外)	/尔男//效尺/竹山// 30KW /人工				
合成樹脂用	射出成形機	すべて				
鋳型造型機	& (ジョルト式)	すべて				

#### 【注意事項】

- 台座に固定されていない移動式の機械は特定施設の対象外ですが、移動 式でも同一箇所で固定して用いるものは対象となります。
- 施設の定格出力が馬力数 (PS) で表示された施設は、1 馬力=0.746kW として扱います。
- 金属加工機械を金属加工以外の用途に用いるような場合でも、特定施設 として届出が必要です。
- 年に数回しか使用しない施設でも届出が必要です。
- 騒音の特定施設『冷凍機』には、圧縮機を用いた空気調和機器(エアコン、ガスヒートポンプエアコン)や、その応用品(ヒートポンプ式給湯機など)も含まれます。
- 振動の特定施設『圧縮機』には、県条例においては、冷凍機に用いるものを含みます。(振動規制法では、冷凍機に用いるものを含みません。)
- 電気事業法による電気工作物、ガス事業法によるガス工作物等に該当する特定施設の届出は、それぞれの法律の相当規定の定めによります。

#### (3) 特定作業(騒音のみ)

作 業 の 種 類	騒 音 規 制 法	静岡県生活環境の 保全等に関する条例	
厚さ 0.5mm 以上の材料を用いて行う 板金又は製缶の作業		すべて	
鉄骨又は橋りょうの組立ての作業	(規制対象外)		
鋼製船舶の建造又は修理の作業			

## 3 指定地域

騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域は、県知事や市町長が、都市計画法 に定める用途地域を主として告示で定めています。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例(以下、条例といいます。)では、 県内全域を指定しています。

このため、県内に特定施設を設置する場合は、**法又は条例いずれかの届出を必ず行う**ことになります。また、特定作業を行う場合は、**条例での届出を必ず行う**ことになります。

なお、条例に基づく特定施設には、騒音規制法・振動規制法の指定地域内にある、騒音規制法・振動規制法の特定工場等に設置される施設を含みません。

設置する特定施設の種類と、工場・事業場の立地する地域との関係は、下表の とおりとなります。ひとつの特定工場等に、法と条例の両方の規制が適用される ことはありません。

設置する	工場・事業場の立地する地域				
特定施設の種類	法指定 <u>地域内</u>	法指定 <u>地域外</u>			
法・条例共通の 特定施設	法に基づく届出	条例に基づく届出			
条例に規定される 特定施設	①法に基づく届出がある場合は、届 出不要 ②法に基づく届出が無い場合は、条 例に基づく届出	条例に基づく届出			

※ 特定施設と特定作業の届出は、それぞれについて行う必要があります。

## 4 規制基準

特定施設を設置している者は、当該特定工場等の敷地の境界において、以下の地域ごとに定められた規制基準を遵守しなければなりません。また、特定作業を実施する者は、当該特定作業工場等の敷地の境界において、騒音に係る規制基準を遵守する必要があります。

#### (1) 騒音に係る規制基準

	規	制基	準
区域の区分	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 • 夕 (午前6時から午前8時まで) (午後6時から午後10時まで)	夜 間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

<sup>※</sup> 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域は、県や市町の告示で定められています。具体的な地点がどの区域にあたるかについては、当該市町の環境保全担当課へ確認してください。

#### (2) 振動に係る規制基準

X	域	の	区	分		規	制	基	準
種別		該	当	区域		昼 (午前8時 午後8時		夜 間 (午後8時から 翌日午前8時まで)	
第1種区域	1	騒音規制	法に基っ	づく第 1	種区域	60 デシィ	ベル	55 デ	シベル
另「性区域 	2	騒音規制	法に基づ	づく第2	種区域	65 デシィ	ベル	55 デ	シベル
笠 2 種 2 様	1	騒音規制	法に基づ	づく第3	種区域	70 デシィ	ベル	60 デ	シベル
第2種区域	2	騒音規制	法に基づ	づく第4	種区域	70 デシィ	ベル	65 デ	シベル

<sup>※</sup> 当該工場等から発生する全ての振動が規制対象となります。

<sup>※</sup> 当該工場等から発生する全ての騒音が規制対象となります。

## 5 勧告及び命令

#### (1) 改善勧告

特定工場等から発生する騒音・振動や、特定作業工場等から発生する騒音が 規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれているときは、 その事態を除去するために必要な限度において、以下のことが勧告されます。

- 騒音又は振動の防止の方法を改善
- 特定施設の使用の方法や配置を変更
- 特定作業を行う時間や場所を変更

#### (2) 改善命令

勧告に従わない時は、期限を定めて、その勧告に従うことが命令されます。

## 6 罰則

改善命令に従わないとき、届出を怠ったとき、特定施設の状況について報告や 立入検査を拒んだときに、罰則が適用されます。

#### ●本資料(規制内容)に関するお問い合わせは、こちらまで●

静岡県 くらし・環境部 環境局 生活環境課 大気水質班(騒音・振動担当)

> 電話番号 054-221-2253 FAX 番号 054-221-3665

メールアト レス seikan@pref. shizuoka. lg. jp

※ 工場・事業場騒音にお悩みの方は、市役所・町役場の環境保全担当課へ御相談ください。